

伊根町告示第 24 号

伊根町開業支援金交付要綱を次のように定める。

平成 22 年 3 月 31 日

伊根町長 吉本 秀樹

伊根町開業支援金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、伊根町内において、新たに商工観光業を営む者を支援し、起業化及び雇用を促進することで産業の活性化を図り、ひいては地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業化 新たに商工観光業を営むこと。
- (2) 事業所 伊根町内において新たに商工観光業を営む施設をいう。
- (3) 起業化計画 将来目標を具体化した起業化に関する事業計画又は国、府の補助事業等で承認を得た事業計画及び収支計画をいう。
- (4) 中小企業 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条に定めるものをいう。
- (5) 事業開始 営業許可日、事業認可日または開業日

(支援金の対象者)

第 3 条 この要綱による支援金の対象とする者は、町長が認定した起業化計画を実行する個人、団体及び中小企業者とする。

(起業化計画認定申請書の提出)

第 4 条 支援金の交付を受けようとする者は、あらかじめ伊根町商工会の審査を経て起業化計画認定申請書を町長に提出しなければならない。

(起業化計画の認定の可否)

第 5 条 町長は、前条の計画認定申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、認定の可否を申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第 6 条 町長は、起業化計画に基づいて事業を継続していると認められる者に対し支援金を交付する。

2 支援金の額は、月 10 万円の定額とし、四半期毎に事業の実施状況を確認の上、交付するも

のとする。ただし、交付期間は事業開始後 2 年を限度とする。

(支援金等の交付申請)

第 7 条 起業化計画の認定を受けた者が前条の規定により支援金の交付を受けようとするときは、あらかじめ町長に支援金交付申請書を提出しなければならない。以降事業を継続しようとする者は年度当初に交付申請を行なうものとする。

(支援金等の交付決定)

第 8 条 町長は、前条の申請があった時は、支援金の交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知しなければならない。

(内容の変更)

第 9 条 前条の規定により支援金の交付の決定を受けた者は、事業内容の変更をしようとする時に、あらかじめ町長の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(支援金の取り消し及び返還)

第 10 条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この支援金を取り消し、又は支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 認定及び支援金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (2) 認定及び支援金の申請に限りその他不正行為があったとき。
- (3) 事業所を 2 年以内に町外へ移転したとき。
- (4) 廃業もしくは営業の実態が確認できないとき。
- (5) 前号各号に掲げる場合のほか町長が不相当と認めたとき。

(実施状況報告及び遂行状況報告)

第 11 条 支援金の交付を受けた者は、支援金を受領している期間、事業の実施状況を伊根町商工会に報告し、経営指導を受けるものとする。また、事業の遂行状況を四半期毎に伊根町商工会を経由して伊根町長に報告するものとする。

(報告の徴収)

第 12 条 町長は、上記以外に必要な応じて支援金の交付を受けた者に対し報告を求め、調査を行うことができる。

(委任)

第 13 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。